

医療法人社団平真会 薬師堂グループホーム **キミ** 運営規程

(介護予防認知対応型共同生活介護・認知対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第1条

医療法人社団 平真会が運営する「**医療法人社団平真会 薬師堂グループホームキミ**」(以下「事業所」という)が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知対応型共同生活介護(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業従事者が、要支援、要介護であって認知症の状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の従事者は、要支援、要介護であって認知症の状態にあるものに対し、共同生活住居において、家庭的な環境の下で尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように入浴、排泄、食事の介護等その他必要な援助を提供する。
- 2 事業の実施にあたっては、練馬区、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条

名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名 称：医療法人社団平真会 薬師堂グループホーム **キミ**
2. 所在地：東京都練馬区富士見台4丁目4番18号 **2階から5階**

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 代表者 1名
医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有するもの。
厚生労働大臣が定める研修を終了しているもの。
- 2 管理者 1名 (**ケアマネージャー兼任**)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 3 計画作成担当者 1名 (管理者と兼務)
計画作成担当者は、それぞれの利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。

4 介護従事者 17名 以上

介護従事者は、介護計画に基づき、事業を提供する。

(事業の利用定員)

第5条

事業所の利用定員は、18名とする。

(事業の提供方法)

第6条

- 1 事業の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で、介護計画を作成しその介護計画に基づき必要な援助を行うものとする。利用者の認知の状況を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、又、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的環境の中で生活を送ることにより、達成感や満足感を得られ、自分自身を回復できるよう配慮する。
- 2 利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、問題行動の減少及び認知症の進行を緩和するように努める。
- 3 当該事業所における年間事業計画及び日程については、別紙の通りとする。
- 4 サービス提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者および家族に対し、サービス提供方法の説明を行う。また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。

(利用料その他の費用の額)

第7条

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、事業が法定代理受領サービスである時には、その自己負担割合とする。
家賃・食費・水道光熱費・日常生活費は自己負担とする。
- 2 上記にかかる費用の徴収に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得る。
- 3 その他、日常生活にかかる費用の徴収が必要になった場合は、その都度、利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
- 4 上記にかかる費用の額は、別紙料金表に定める額とする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条

- 1 利用者が、事業を利用するにあたり、日常生活ルールを守り生活していただくよう、利用者及びその家族に対し説明を行う。

(非常災害対策)

第9条

事業を提供するにあたり、非常災害に備えるために、消防計画・非常災害対策計画を作成し、避難訓練等を次の手順で行うこととする。

- (1) 防災管理者は事業所管理者とし、火元責任者を定める。
- (2) 防災管理者は日常点検計画を作成し、日常点検を自主的に行う。
- (3) 非常火災設備は定められた期間ごとに保守点検業者に依頼し、防災管理者または管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に保持するよう努める。
- (5) 火災や地震が発生した場合は、災害を最小にとどめる為、自営消防隊を編成し、任務の遂行に当たるものとする。
- (6) 防災管理者は消防計画に基づき、従業員及び利用者に対して防火教育、消防訓練を行う。
- (7) その他、災害防止対策については、消防署と協議のうえ必要な対策をとる。

(その他運営に関する留意事項)

第10条

- 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らさないこととする。
- 3 上記守秘義務は、従事者がその業務から離れた場合にも保持する。
又、この旨に従事者と事業者間の雇用契約の際、取り決めるものとする。

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。
この規程は、平成26年5月1日から改正施行する。
この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。
この規程は、令和2年2月1日から改正施行する。
この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。
この規程は、令和3年8月1日から改正施行する。
この規程は、令和6年4月1日から改正施行する。
この規程は、令和7年6月1日から改正施行する。